

公益財団法人加藤山崎教育基金
第14回(令和4年度)加藤山崎修学支援金 募集要項

**教育関係費の支援を特に必要とする家庭の
 学習に意欲的または成績優秀な児童・生徒へ奨学金を給付します**

1. 応募資格 次の(1)～(4)のすべてに該当する者

- (1) 日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学4、5、6年生、中学生、高校生
 (義務教育学校及び中高一貫校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。)
- (2) 前年度の評定平均2.7(学習成績概評C)以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者
- (3) 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者
- (4) 学校長が推薦する者(1校につき3名まで推薦可能)
 (義務教育学校に関しては小学校課程(4学年～6学年に該当する児童)及び中学校課程から各3名まで、中高一貫校に関しては中学校課程及び高校課程から各3名まで推薦可能。)

- ※ 他団体等の奨学金との併給は「可」。加藤山崎奨学金との併置は「可」、併給は「不可」。
- ※ 世帯の年間所得 200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績、家族構成等の家庭状況も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募可能です。
- ※ 推薦の際、校内選考時に生じうる諸事への対処は、各学校の責任において行ってください。

2. 修学支援金の使途

- (1) 学業に関する費用(授業料、学用品等)
- (2) 学校生活を送るのに必要となる費用(給食費、修学旅行費等)

3. 修学支援金の給付期間及び給付額

給付期間	採用時に在学する学校/課程を卒業するまでの期間(最大3年間)		
給付額 (返還不要)	小学生	中学生	高校生
	年額 5万円	年額 5～7万円 ^{※1}	年額 5～10万円 ^{※1}

※1 給付額は選考委員会で申請内容を精査し、全体の応募状況等も考慮しながら総合的に決定します。

4. 応募方法

学校の担当者が、当財団HP内『KYEFオンライン申請システム (<https://www.kyef.or.jp/entry>)』から応募してください。推薦する生徒の人物や学力に関する所見、家庭状況等を申請システムに入力し、必要書類をPDF化したファイルを登録して申請いただきます。

- ※ 郵送・メールでの応募は受け付けておりません。詳細は、別紙『オンライン申請について』をご参照ください。
- ※ 保護者や生徒が直接応募することはできません。

■ 必要書類 ■

書類	準備・作成者	内容
願書(保護者用)	保護者	3ページ「応募書類の作成について(児童生徒・保護者用)」の1および2参照
願書(児童・生徒用)	児童・生徒	
申請承諾書	学校長 (学校担当者)	募集要項を確認の上、学校長が記名押印
前年度の成績を証明する書類	学校担当者	成績証明書・通知表・指導要録など、前年度の全履修科目の成績がわかるもの (例: 中学1年生の場合は、小学6年時の成績)
所得や控除に関する書類	保護者および 保護者勤務先	3ページ「応募書類の作成について(児童生徒・保護者用)」の別表参照 ※ 世帯により必要な書類の種類・数が異なります。

5. 採用予定人数

約 250 名

6. 応募期間

令和4年5月9日(月)～6月24日(金) 17:00 締切(オンライン申請)

※ 理由の如何に関わらず、締切時間を過ぎてからの応募はお受けできません。

7. 選考方法

申請内容に基づき、選考委員会で選考の上、理事会にて決定します。

8. 選考結果通知及び修学支援金の給付

(1) 9月末までに、学校を通じて選考結果を通知します。

(2) 修学支援金は、原則として選考結果通知後に、卒業までの給付総額を一括して、学校長宛に送金します。

(3) 学校長の責任において、毎年1回、年額ごとに分けて本人に給付してください。

※ 詳細は、給付決定後に配布される『給付説明資料』をご参照下さい。

※ 選考内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

9. 贈呈式

10月～11月頃に開催を予定しています。

※ 採用された児童・生徒の中から数名を招待する予定です。(招待する児童・生徒には、事前に招待状をお送りします。)

10. 報告

給付期間中の毎年1回(2～3月)、学校長及び奨学生に『報告書』(指定様式)を、当財団宛に提出していただきます。報告書が未提出の学校からの応募は、翌年度以降受け付けませんのでご注意ください。

11. 提出書類の取り扱いについて

提出書類は、一定期間保管した後、破棄します。

12. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された情報は、本事業に関する選考作業、選考結果の通知、贈呈式等の各種行事の案内、その他確認業務のために使用します。

■ 問い合わせ先 ■

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見1-18-6
公益財団法人加藤山崎教育基金 事務局
TEL: 03-3417-2231 FAX: 03-3417-2236
受付時間: 9:30～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)
URL: <http://www.kyef.or.jp>
E-mail: info@kyef.or.jp

**第14回(令和4年度)加藤山崎修学支援金
応募書類の作成について(児童生徒・保護者用)**

児童生徒・保護者の方は、以下の書類を準備し、学校の担当者へ提出してください
(学校から加藤山崎教育基金への応募締め切りは、令和4年6月24日(金)17:00です)

1. 願書(保護者用)

保護者が手書きで記入・署名捺印してください。

2. 願書(児童・生徒用)

児童・生徒本人が手書きで記入してください。(電子化しますので濃くはっきりと記入してください。)

(1) 内容 : 将来やりたいこと、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等。

(2) 字数 : 小学生800字程度、中学生1,200字程度、高校生1,600字程度。

※1. 2. 共に加藤山崎教育基金のHP(<http://www.kyef.or.jp>)からダウンロードできます。

3. 所得・控除に関する証明書類

別表を確認の上、該当する書類を提出してください。世帯により必要な書類の種類・数が異なります。

※ 世帯の年間所得 200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績、家族構成等の家庭状況も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募可能です。

別表

生活保護を受給していない世帯	すべての世帯 ※就学者を除く生計を一つにする 家族全員分を提出してください。 ※無職などの収入がない方、年金受給者、予備校生も提出が必要です。	令和4年度(令和3年1月～令和3年12月分) の下記書類のいずれか一つ 1. 所得証明書 2. 課税証明書 3. 非課税証明書 4. 特別徴収税額の決定・変更通知書 ※1～3は、自治体で取得できます。発行開始日は自治体によって異なりますので、お住まいの自治体に確認の上、取得してください。 ※源泉徴収票は不可となります。
	給与・公的年金以外の収入がある世帯 (自営業、不動産所得、配当等)	令和3年度の確定申告の控え
	令和3年と令和4年で収入の変動がある世帯(就職・転職・退職等)	年間収入(見込)額記載書 ※収入の変動がある家族の人数分、提出が必要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳(写) 精神障害者保険福祉手帳(写) 療育手帳(写) 等
生活保護を受給している世帯	すべての世帯 ※所得に関する証明書の提出は不要です。	生活保護決定通知書 または 生活保護受給証明書
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳(写) 精神障害者保険福祉手帳(写) 療育手帳(写) 等

※(写)の記載のない証明書類も、写しの提出でも問題ありません。

